児童虐待の防止を訴える！

児童虐待防止について

河野としのり県議

一昨年起きた我孫子市や佐倉市の痛ましい虐待死に対し、いずれも県が立ちえって徹底調査しなかったという判断の誤りが指摘されている。県の責任に関してはどのように考えているのか。

知　事

児童相談所としては、訪問面接、再三にわたる児童の一時保護を繰り返しながら指導を継続したが、結果として死亡に至ったのは極めて遺憾でございます。

河野としのり県議

他県において、過去の数百の事例を分析し虐待危険度評価基準を作成し、虐待を早期に発見し対策をとるマニュアルをつくり、活用している。これはチェック項目を埋めながら児童虐待の程度を判断でき、また、その対応にも行き着くというものである。我が県もマニュアルを作成すべきと思うが、どうでか。

知　事

御指摘の虐待危険度評価基準等を参考とし、早速取りかかりたいと思います。

河野としのり県議

15年度814件、14年度は654件の虐待処理件数がありながら立入調査がゼロというのは不自然である。立ち入り前の事前審査、立ち入り後の一時保護のあり方について、家族など司法が関与すべきであると思う。県としてそのことは関係機関に訴えているのか。

知　事

ご指摘通り家庭裁判所等の司法の関与が必要と思います。家裁等司法の関与する仕組みの創設について国に対して要請をします。

河野としのり県議

また、親権保護という法律に、この親の虐待という明想はまるで法的に保護されているように見える。法的な親権喪失宣告をして親も治療を動機づけるようにするなど、法的な整備も必要と思うが、どうか。

知　事

ご指摘の通り、司法の関与が少ない現行の法制度では、子供の安全を第一に考えたものとはなっていないというふうに県も認識をしております。子供の身になって子供を保護できる法的整備が必要だと思います。

河野としのり県議

ある県は、児童相談所に5人の専従の虐待対応班を設け、弱い子供を助けるのが基本で当たり前という信念を持ち、虐待の可能性が高い場合は迷わず立入調査していると聞いています。我が県も、このように弱い子供を助けるべきと思うが、どうか。

知　事

子供の姿が確認できず、接近できないとき、また子供のけが、栄養不良などが確認されているときは必ず実施をして参ります。

河野としのり県議

被虐待児のケアは虐待する親のケアとどうしてもリンクする。特に親子分離の措置に至った親のケアはどのように考えているのか。

知　事

児童虐待を行った保護者の抱える心の問題等へのカウンセリングを行っている。虐待を受けていても、子供は親の心をよりどころにしており、家族の再統合ができるよう、努力をしていきたい。

河野としのり県議

分裂病型人格障害、境界性人格障害等が原因に対して虐待に近い姿となってあらわれると統計でも示されている。この虐待増加の底にある社会の病理に、行政としても、より真剣に取り組むべきである。虐待事件に至らないまでも、人格障害の方により、その傾家族や隣近所の力々が大変な苦しみと苦痛を受け、人格障害であるがゆえに病気と本人が認めようとせず、事件とすることもできず、長い年月、保護者も近所の皆様もじっと耐え忍んできている事例も近年確実にふえてきている。これこそ行政にしか解決できない問題である。行為障害、人格障害などの精神保健に関することに県としてどのように把握し、どう対処しているのか。

知　事

大変緊急な課題だと思いますので、今やっておりますことは、健康福祉センターへの相談や警察等の関係機関から連絡をいただくことによって、情報をできるだけ把握すること。そして、そういった連絡があった場合には健康福祉センターの精神保健福祉相談員等が訪問して状況の調査をさらに深くやるということ。そして、その結果を踏まえて精神科のドクターに入っていただいた処遇会議で方針を決定して、医療が必要と認められる場合は本人や保護者に対して精神科の受診を指導するというようなことをやっています。

家庭の教育の確立に向けて

河野としのり県議

長崎県佐世保市で小学校6年生の女子児童が首を切られて死亡する事件が起きた。加害者の同級生がパソコンネットに夢中になり、ネットの中で実験したとも言われている。今はパソコンという仮想現実の世界があり、子供たちもきさいなことで挫折するとその世界に逃避し、やがて人の感情が行き来しないネットの世界で、ある種の感情の移入が起こる。そして、別人のように凶暴性を帯びてき、それが持続すると、身近で事件を起こしてしまう。ある意味で、コンピュータによって、一種の教育が子供に施された姿となる。これは、機械のバーチャル世界からの教育の成果とも言える。このことを考えると、ますます子供を放置するのではなく、手とり足とり大人が、人間社会で暮らしていけるしつけをせねばなりません。戦後教育のスローガンの「個性尊重」、そのままに「教師も生徒も皆平等」、「人は権利者、悪いのは社会」そう言って子供をほうっておくことはできません。パソコンという機械からでなく、生身の人間から感情を覚えさせ、社会に適合する人格を育てねばなりません。

今、小学校入学のときに基礎的なしつけが全くできていない子供が急増しています。町で青少年にマナーやルール遵守について注意すると、中にはキレて暴力を振るうケースもふえてきた。深刻なことは、親自身も家庭教育を受けずに育ち、子供をしつける意識の全くない親が増えていることである。さきいなことでキレて暴力を振るったり、ひどいときには子供に虐待をして死に至らしめることが起きている。虐待の増加も、ある意味で家庭でのしつけがないゆえに、子供も大人も自分勝手で我が儘な、親子の幼児性が拡張を振るっている結果と思います。子供をしつけるはずの親自身がしつけられた経験もなく、家庭教育は一体だれがだれを教育するのか、限りなく問けている状況だと思います。

教育基本法には、親が子供を教育するとは書かれていません。家庭教育が大事と言っても、だれが柱となり教えるのか、その義務をぼかしては、何も変わりません。この親権者が子供に家庭教育をする責任と義務があると条例化するような他県の動きを、千葉県はどのように考えているのか。

教育長

県教育委員会といたしましても、家庭教育の役割を明確にすることは大変重要なことであるというふうに認識しておりまして、今後の家庭教育のあり方について調査、研究してまいります。

河野としのり県議

私は、学校の道徳で家庭における父母とのあり方をどのように教えられているのか、小学生用の道徳の副読本36冊、中学生用の副読本18冊を読み調べてみました。そうすると、1番に35歳後の生徒作文、伝記、物語、逸話が載っており、小学、中学校合わせて約1,844の文章がございました。その中で家庭教育にかかわる、例えば、題名ですが、「お父さんのように」「父のひとこと」「父からの手紙」、「父の言葉」など、家庭の父母への思い、親の心、親子のあり方を書いた文章は7本しかありませんでした。実に0.4%です。しかも、文章の最後に感想があり、「お父さんのどんなところがすごいと思っていますか」「あなたが家族の人に対して、尊敬したり感謝するのはどんなときですか」と親への気持ちをきちっと考えるような設問は、1,844の文章の中でほんの数カ所しか見当たりませんでした。いったい、道徳の時間で、家庭教育の柱である親への感謝や尊敬の気持ちを指導しているのか。

教育長

父母への感謝や尊敬の気持ちを育てるといった内容を、児童生徒の発達段階に即しまして道徳の時間で指導していきます。

▲代表質問の河野としのり議員

千葉県議会議員
河野としのり事務所
〒261-0013 千葉市美浜区打瀬1-2-2
セントラルパーク・イースト千葉1306
tel.043-211-0024　fax.043-211-0065
http://www.t-kohno.com
e-mail info@t-kohno.com

家庭の教育を真剣に！と訴える

河野としのり プロフィール

昭和25年／1月22日生まれ。昭和48年／早稲田大学理工学部卒。昭和50年／早稲田大学大学院修士課程修了、東洋エンジニアリング株式会社入社。平成7年／千葉県議会議員初当選。平成11年／県議二期当選。平成15年／県議三期当選。現在／県監査委員就任。